

## 司法制度が変わっていく

### 司法制度改革関連法

弁護士 小林美智子

---

#### 1. 司法制度改革

司法制度改革ということが言われています。

確かに、裁判によって解決するという事はなかなか大変です。

民事訴訟でも、最終的な決着がつくまでに何年もかかっています。

刑事事件でも、長い事件は一審判決だけで7年、8年とかかかっています。

これでは、迅速にトラブルを解決するという意味からはあまり有効な手段とはならないと見られても仕方ないところかもしれません。

交渉、仲裁、調停或いは第三者機関による紛争解決方法がトラブル解決の手段として考えられ、活用されています。しかし、どうしてもお互いに譲れない、話がつかないという場合には、どうしても裁判所に頼る以外にはありません。

そこで、使いにくい司法制度を変えようという動きが出てきて、様々な法律の改正が行われています。

第156回国会（通常国会 会期 平成15年1月20日から平成15年6月15日まで）にもそのための法律案が提出されています。

以下、これらの全てが今国会で成立するかどうかはわかりませんが、それらの法律案について概要を眺めることとします。

#### 2. 裁判の迅速化に関する法律

##### 2.1 法律制定の目的

前記のように、民事訴訟、刑事訴訟ともに、裁判というものは長くかかる傾向があります。

しかし、最終的な紛争の解決手段がこれであっては、決し

て訴訟制度が使い勝手のよいものにはなりません。そこで「司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正な手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となっていること等にかんがみ、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資するため、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務、裁判所及び当事者等の責務、最高裁判所による検証その他の基本となる事項を定める必要がある。」との理由で提出されることとなったものが、この法律です。

## 2.2 法律が定める内容

裁判の迅速化については、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることとしました。

そのために、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士体制の整備等を行うこととし、他方、そのために当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならないとしました。

そして、このような目的を実現するために、下記のそれぞれの機関及び当事者にそれぞれの責務を定めました。

国は、裁判の迅速化（前条に規定する裁判の迅速化をいう。以下同じ。）を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

政府は、前条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、国民による弁護士の利用を容易にするための弁護士の態勢の整備その他の弁護士の体制の整備に努めるものとする。

受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標を実現するよう努めるものとする。

当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行行使しなければならない。

そして、最高裁判所に対して、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとするとして、検証をし、その結果が更に裁判の迅速化に役立つようにしてゆくべき責務を負担させました。

## 2.3 具体的な迅速な裁判の実現の方策

これを見れば判るとおり、この法律は、通常裁判は一審については2年以内に終了できるように、皆がそれぞれの立場で努力しようということを定めているだけで、具体的にどのようにすれば、迅速な裁判が実現できるかということ定めている法律ではありません。

具体的にどのようにすればよいかは、実は、個別の訴訟法等の改正によって実現されることになるのです。

## 3. 民事訴訟法等の一部を改正する法律案

### 3.1 目的

民事事件の訴訟手続きについて規定しているのが民事訴訟法です。民事訴訟の中には、貸金請求のような事件もあれば、

建築紛争、医療事故、或いは特許事件のような、専門的な知識と経験が、責任の有無の判断をする場合に必要不可欠である事件もあります。

証拠が相手方にあって利用できない場合もあります。また、前記のように審理が徒に長期化することがないとも限りません。

そこで、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、民事訴訟における計画審理の推進、訴えの提起前における証拠収集等の手続の拡充、専門的な知見を要する事件への対応の強化のための専門委員制度の創設及び特許権等に関する訴え等の管轄の専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限の引上げ等の措置を講ずる必要があるとして、この法律案が提出されました。

### 3.2 改正の内容

#### (1) 知的財産権に関する事件の管轄

特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えは、特殊な知識、経験を裁判官にも要求される事件の一つです。さらに、これらの事件については、企業の営利行為に関連し、早期にその権利が実現されることが肝要ですから、審理が迅速に行われなければならない事件であるといえます。そこで、東京、大阪といった大きな裁判所には、知的財産権の事件だけを審理する専門の裁判部がありました。今後は原則として東京、大阪に審理を集中させ、専門的な知識を有する裁判官による迅速な裁判手続きを実行させようとして、管轄の規定を改正することとしたものです。

#### (2) 専門委員の関与

例えば建築紛争の場合、裁判官には一級建築士のような知識はありません。ところが、その建築の何が悪いから、損害賠償をする必要があるのか、それともないのかということを決断するのは、裁判官です。すると、当事者としては、どこに問題があるかを裁判官に理解してもらうために、建築上の知識を裁判官に説明しなければなりません。これは当事者に

とっても、裁判官にとっても大変なことで、裁判官が助言や意見を求めることの出来る公平な立場の専門家があれば、訴訟の手続きはもっと迅速に進めることが出来るでしょう。

今までは、このような場合、調停であれば一級建築士が調停委員にいたので、調停に回して、解決を図るといようなことが試みられてきました。しかし、調停は話し合いですから、話し合いがまとまらなかった場合には、やはり裁判官が判断することとなり、問題は残っていました。

このようなことを解決するために、法律は、次のような形で専門家を関与させる途を拓きました。但し、 の場合には、当事者の意見を聞く必要があり、 の場合には当事者の同意が必要とされています。

争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるとき

証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるとき

和解を試みるに当たり、必要があると認めるとき

### (3) 訴え提起前における照会

訴訟を提起する前の証拠収集の方法としては、当事者照会という制度が認められていますが、あまり活用されていませんでした。

そこで、訴訟提起前に、原告となる者(「予告通知者」といいます)が被告となる者(「被予告通知者」といいます)に対し、訴えの提起を予告する通知を書面でした場合には、予告通知者は、被予告通知者に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるとしました。被予告通知者は、予告通知者に対し、その予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、

訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるとしました。

そして、裁判所は、予告通知者又はこれに返答をした被予告通知者の予告通知から4ヶ月以内にされた申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要なことが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方の意見を聴いて、訴えの提起前に、その証拠収集に係る次の処分をすることができるとしました。

文書（第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。）の所有者にその文書の送付を囑託すること。

必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体（次条第一項第二号において「官公署等」という。）に囑託すること。

専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託すること。

執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。

このようにして、証拠を事前に揃えることにより、訴訟提起後の時間の短縮を図ったものといえます。

#### （4） 計画審理

裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならないこととし、裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならないとしました。

その審理の計画では、争点及び証拠の整理を行う期間、証人及び当事者本人の尋問を行う期間、口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期を定めることが必要とされました。

(5) その他の改正

上記の他に、簡易裁判所の和解に代わる決定、特許訴訟の裁判所の構成、小額訴訟の訴額の上限を60万円に変更するという改正も規定されています。

## 4. 人事訴訟法

### 4.1 目的

従来は人事訴訟手続法が、家族関係、離婚等のいわゆる家事事件について規定していました。これを民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管し、離婚訴訟における親権者の指定等について家庭裁判所調査官の専門的な調査を活用することができることとするとともに、人事訴訟の審理に当たり参与員の意見を聴くことができることとする等の措置を講ずる必要があるとして提出されたものです。

なお、これは人事訴訟手続法を全面的に改正していますので、人事訴訟法が施行されるとともに、現在の人事訴訟手続法は廃止されることとなります。

### 4.2 改正の内容

#### (1) 対象となる事件

法律の対象となる事件は、婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え、嫡出子の否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え、養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えという身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えです。

#### (2) 管轄

人事に関する訴えは、その訴えに係る身分関係の当事者が

普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有した地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属するとされて、原則としてその住所地を管轄する家庭裁判所に提起することとしました。しかし、数人からの又は数人に対する一の人事に関する訴えで数個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合には、一の請求について管轄権を有する家庭裁判所にその訴えを提起することができることにしました。また、家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事審判法の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであって、調停の経過、当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができることにしました。

これによっていままで、例えば、相手方の住所地が違うために同じ養親の養子縁組無効確認訴訟なのに、養子の住所地が違うために別々に審理されるというような訴訟を一つの手続きですることができることとなります。

### (3) 参与員

例えば、現在の地方裁判所で行われている離婚訴訟事件で未成年の子の親権者をどちらにすればいいのか決定しなければならぬ場合でも、裁判官は、その未成年の子の状況を調査することは出来ません。精々、当事者である夫婦の当事者尋問手続きの中の話からうかがい知るだけです。これでは適切な判断を要求される、親権が争いとなっている事件の場合には、大変困ったこととなります。そのため、一旦、家庭裁判所の調停に戻して、家庭裁判所の調査官の調査によって、意見を出してもらおうなどということすらしていたわけです。このようなことを回避するために、家庭裁判所は必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができるということにしました。参与員の資格等については、これから定められることとなる予定です。

(4) 損害賠償請求事件の併合等

人事訴訟事件と、これに関連する損害賠償請求事件は本来別の事件ですが、併合して審理することができるようにしました。また、人事事件については、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができることにしました。さらに、裁判は公開されることが原則でしたから、従来は地方裁判所での人事訴訟は全て公開され、夫婦間のプライバシーに及ぶようなことまで、公開せざるをえませんでした。この点を非公開とすることも出来るようにしました。また、人事訴訟については記録上、明らかな利害関係（この範囲は規則で別に定めます）を有する者に対して訴訟係属の通知をすることになりました。

他にも、人事に関する問題特有の訴訟手続きに関する規定がありますが、省略します。

(5) 離婚、婚姻取消訴訟についての特例

離婚或いは、婚姻取消訴訟の場合には、単純に離婚或いは結婚していないこととなったというだけでは済まない問題があります。特に、未成年の子供がいる場合には、親権をどちらに与えるか、養育費を幾らとするか、財産分与はどう決定するかという問題があります。

これらについて判断するには、離婚の原因の存在の証拠調べとは異なった調査がどうしても必要ですが、前記のとおり、地方裁判所ではその判断をするだけの機能がない場合（例えば、家庭裁判所の調停でも家庭裁判所の調査官が調査の上算定している養育費の額、等）がありました。

そもそも、かつては離婚と、親権の帰属と財産分与まではなんとか同一の訴訟手続きでできたものの、離婚した後の未成年の子供養育費については、離婚後、話し合いがつかなければ家庭裁判所で再度調停を出さなければならないということが一般だったこともあったのです。

これらを補うために、人事訴訟法では、離婚或いは婚姻取消訴訟事件では、同時に子の監護者の指定その他子の監護に関する処分又は財産の分与に関する処分（「附帯処分」といいます。）についての裁判をしなければならないと決めました。

そして、附帯処分についての事実の調査については、裁判官だけでなく、家庭裁判所の調査官による調査も方法として認められ、更に、調査官はその調査結果について意見を付することも認められました。

そして、離婚を成立させる形での和解、請求の認諾には判決と同じ効力が認められることとなりました。実は、従来、地方裁判所で離婚の和解をしても、その和解調書には判決と同様の効力はなかったので、地方裁判所で離婚となると、協議離婚届けを出す以外にありませんでした。すると、協議離婚届けを持っていた者が気が変わって離婚届けを出さなかった場合には、離婚が成立しないということがあったのです。この不便が解消されました。

さらに、養育費の支払等附帯処分について、その履行の確保についても、裁判所が履行の勧告や、命令等をだすことができることにしています。これは従来、家庭裁判所の調停の場合に認められていた制度と同じです。

#### (6) その他

他に、実親子関係訴訟の特例や、養子縁組関係訴訟の特例（離縁成立を内容とする和解について、離婚、婚姻取消訴訟と同様の効力を認めるもの）があります。

## 5. 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

### 5.1 目的

民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備、弁護士から任命される民事調停官及び家事調停官が裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰する制度の創設並びに司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者等に対する弁護士資格の付与、弁護士の綱紀・懲戒制度の整備、外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備を行うことが司法制度改革の一環として必要ということで法律案が提出されました。

## 5.2 簡易裁判所の管轄の拡大と民事訴訟等の費用に関する制度の整備

従来、簡易裁判所の管轄となる事件の訴訟物の価格（紛争の対象となる事件の価値、或いは値段）は、90万円とされてきました。ですから、貸金の事件でも85万円であれば、簡易裁判所で審理ができ、当事者本人でも、或いは裁判所の許可を得て親族を代理人としても訴訟が出来ましたが、95万であれば、本人か或いは弁護士を代理人としなければなりませんでした。これを、140万円までと上限を引き上げました。

さらに、民事訴訟費用等に関する法律によって定められていた、旅費、日当、貼用印紙の額についても、改めました。

## 5.3 民事調停官及び家事調停官の制度の創設

地方裁判所や簡易裁判所の民事調停や、家庭裁判所で行われる家事調停は、それぞれ地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所に所属する裁判官によって主宰されてきました。

調停制度の充実等を目的として、裁判官しか出来なかった調停を主宰することをそれぞれ民事調停官、家事調停官という新たな制度をつくって認めました。この民事調停官、家事調停官は、弁護士で五年以上その職に在つたもののうちから、最高裁判所が任命することとされ、任期を二年とし、再任されることができ、且つ非常勤となっています。

いわゆるパートタイム裁判官の誕生です。

## 5.4 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備

懲戒制度等の変更がありました。

## 6. 仲裁法

### 6.1 目的

仲裁手続きは、紛争の当事者双方が、第三者の判断に紛争解決を委ねる手続きで、裁判所以外の紛争を解決する手段として利用されています。建築紛争や、近時は弁護士会における仲裁手続きも利用されるようになって来ています。

裁判のような厳格な手続きは必要としない、他方、裁判よ

り時間がかからず紛争の解決をすることが出来る手続きとして利用されることがあるようです。

この仲裁をより利用しやすいものとする等の観点から、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続について定める必要があるということから、司法改革の関連で提出されている法律です。

## 6.2 法律の概要

まずこの法律では、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによるとして、日本国内での仲裁についての基本的な法律となることを定めています。

ここで「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいうと規定されました。

仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有するとし、更に、その合意については。当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報（ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。）または、電磁的記録によってしなければならないとしています。

そして、仲裁合意の対象となる民事上の紛争については、相手方から仲裁合意の存在が主張された場合には、仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき、または、仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき、当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき以外は訴えを却下しなければならないとされ、仲裁合意を尊重する

こととなっています。

但し、仲裁合意仲裁手続の開始前又は進行中に、裁判所に対して保全処分の申立てをすること、及びその申立てを受けた裁判所が保全処分を命ずることを妨げないとして、保全処分（つまり、仮差押、仮処分）については出来ることとしています。仲裁手続における仲裁人は、特に合意が無い場合は3名とし、仲裁人の選任手続は、当事者が合意により定めるところによることとしています。但し、忌避、解任及び後任の選任は裁判所に対する申立てによることにしています。

仲裁人が構成する判断機関を仲裁廷といますが、この仲裁廷には、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいいます）の有無についての判断を示すことができます。また、仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができます。

更に、仲裁地、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続、及び仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによることができるので、日本国内において、外国語で仲裁手続を実施するということもできるわけです。

法律は、仲裁廷における審理の方法や、手続についても定めています。この仲裁判断が取り消される場合や、仲裁判断の効力（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わず、確定判決と同一の効力を有するが、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければなりません）、執行決定の手続について定めて、仲裁判断の実効性を確保しました。

### 6.3 消費者契約の特例

消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例として、消費者（消費者契約法第2条第1項に規定する消費者をいいます）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいい

ます)の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意(「消費者仲裁合意」といいいます。)であって、この法律の施行後に締結されたものに関しては、当分の間、別の取扱いがされることとなりました。

まず、消費者は、消費者が当該消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となった場合を除き、消費者仲裁合意を解除することができることとしました。次に事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、仲裁法の規定する口頭審理の実施の申立てをしなければならず、この場合において、仲裁廷は、当該仲裁手続における他のすべての審理に先立って、前項の口頭審理を実施しなければならない。

消費者である当事者に対する口頭審理の通知は、所定の事項を記載した書面を送付する方法によってしなければならず、その際仲裁合意がある場合には、その対象となる民事上の紛争についての仲裁判断には、確定判決と同一の効力があるものであること、消費者は、消費者仲裁合意を解除することができること、消費者である当事者が第一号の口頭審理の期日に出頭しないときは、消費者である当事者が消費者仲裁合意を解除したものとみなされること、さらに、口頭審理の期日においても、仲裁廷は、消費者である当事者に対し、口頭で、同様のことを説明する必要があることも定めています。

そして、消費者である当事者が第三項の口頭審理の期日に出頭しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなされることになりました。

消費者と事業者との契約では、対等な立場で仲裁合意がされているとは限らないところから、このような特例が定められたものです。

## 7. その他の法律

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案とこれに関連している司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案は既に155回国会において成立しました。

ここで成立した法科大学院に裁判官、検察官を派遣するために法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案が156国会に提出されております。

## 8. まとめ

このように色々な法律が制定され、さらに、行政訴訟法の改正等まだまだ改正がされることとなります。

これらが本当に司法制度を使いやすいものにしてくれるかは、これから先、実施されて、使われてからとなるでしょう。

以上